

盛岡広域振興局長告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月10日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字田頭32番5、33番3、34番1、35番1、35番2、38番1、38番2、39番1及び40番1並びに字中桜30番18の一部、206番の一部及び207番の一部並びにこれらの区域に隣接介在する認定外道路及び水路
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称
 - ア 紫波郡紫波町小屋敷字荒屋12番地1 ウエノ不動産管理有限会社
 - イ 紫波郡紫波町平沢字長尾沢88番地70 株式会社アプローチ
- 2（1） 工区に含まれる地域の名称 2工区 八幡平市大更第2地割141番1の一部、141番10の一部、141番11の一部、141番12、141番13、141番14、141番15、141番16、141番19、141番26、141番29、141番30の一部、141番32及び154番1の一部
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡平市大更第24地割9番地1 株式会社八幡平ネクストエナジー